

軽減税率への対応は大丈夫ですか？この機会にあらためてご確認ください。

消費税軽減税率制度説明会

主催：十日町商工会議所・十日町中小企業相談所

本年10月より消費税軽減税率制度が導入されました。同制度では、軽減税率対象品目の取扱いがある課税対象者の方だけでなく、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理などが必要となります。本説明会では、制度導入から1か月が経過したところであらためて制度の内容を確認しながら、4年後の令和5年10月から導入される「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、その内容と必要な準備等について説明します。多くの事業者の方に関係のある内容になります。お気軽にご参加ください。

- ◆対象者：事業所の経営者、従業員の方等（当会議所の会員・非会員を問いません）
- ◆日時：令和元年11月21日(木) 午後1：30～3：00（1時間半）
- ◆場所：十日町商工会議所2階 多目的ホール
- ◆受講料：無料
- ◆内容：軽減税率制度の概要／軽減税率の対象品目
実務上の留意点（帳簿・請求書等の記載保存）／適格請求書等保存方式（インボイス制度） 予定
- ◆講師：十日町税務署 法人課税部門 統括国税調査官
- ◆お申し込み及びお問い合わせ先



十日町商工会議所・十日町中小企業相談所

〒948-0088 十日町市駅通り17番地

電話 757-5111・FAX 752-6044

参加をご希望の方は、下記申込書に必要事項をご記入のうえ

FAXにてお申込みください。【申込み〆切：11月19日(火)】

十日町商工会議所 行

FAX:752-6044（切り取らずにA4サイズのまま送信してください。番号はお間違いの無いようお願い申し上げます。）

11/21(木)消費税軽減税率制度説明会 受講申込書

フリガナ 事業所名		電 話	
住 所	(〒 -)	F A X	
フリガナ 受講者名		フリガナ 受講者名	
フリガナ 受講者名		フリガナ 受講者名	

※当該情報は、本説明会の実施に関係するもののみ利用させていただきます。